

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び横手市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年横手市条例第1号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、実施機関が取り扱う個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法)

第2条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認めた方法により行うものとする。

(1) ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(開示の実施等)

第3条 保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定の通知を受けた者は、実施機関が指定する日時及び場所において、当該決定に係る保有個人情報の開示を受けるものとする。

2 前項の場合において、公文書(公文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものを含む。以下同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。

(公文書の写しの作成方法等)

第4条 公文書の写しの作成の方法は、実施機関が別に定める。

2 公文書の写しの交付の部数は、開示請求1件につき1部とする。

(費用の納付)

第5条 条例第3条第2項に規定する公文書の写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、公文書の写しを受け取るときに納めるものとする。

3 条例第3条第3項の規定により費用を減額し、又は免除できるときは、次に掲げる場合とする。

(1) 開示請求者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく扶助を受けている場合

(2) 実施機関が開示決定に係る公文書を一定の開示の方法により一般に周知させることが適当であると認める場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認める場合

4 費用の減額又は免除を受けようとする者は、保有個人情報開示費用減免申請書を実施機関に提出しなければならない。

(委託の条件)

第6条 実施機関は、保有個人情報を処理する事務を外部に委託するときは、委託契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 秘密保持の義務

(2) 目的外利用の禁止

(3) 受託者以外の者への提供の禁止

(4) 複写及び複製の禁止

(5) 提出資料の返還義務

(6) 作業従事者の範囲、作業責任者区分等に関すること。

(7) 再委託の禁止又は制限

(8) 事故報告義務

(9) 事務管理に係る実施機関の検査に応じる義務

(10) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めること。

(11) 前各号に定める事項に違反した場合の契約解除に関する事及び損害賠償に関する事。

(指定管理の条件)

第7条 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該公の施設の管理に係る協定書に次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、指定管理者が行う管理業務の内容又は性質により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 秘密保持の義務

(2) 目的外利用の禁止

(3) 第三者への提供の禁止

(4) 複写及び複製の禁止

(5) 提出資料の返還義務

- (6) 作業従事者の範囲、作業責任者区分等に関すること。
 - (7) 事故報告義務
 - (8) 事務管理に係る実施機関の検査に応じる義務
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めること。
- (運用状況の公表)

第8条 条例第4条の規定による運用状況の公表は、市のホームページへの掲載等により行うものとする。
(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(横手市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 横手市個人情報保護条例施行規則(平成17年横手市規則第20号)は、廃止する。

別表(第5条関係)

区分			単位	金額
文書、図画又は写真	複写機により複写したものの	モノクロ	片面1枚につき	10円
		カラー		20円
	スキャナにより電磁的記録に記録したものを光ディスクに複写したもの		1枚につき	100円に当該文書、図画又は写真片面1枚につき10円を加えた額
電磁的記録	用紙に出力したもの	モノクロ	片面1枚につき	10円
		カラー		20円
	光ディスクに複写したもの		1枚につき	100円
公文書の写しの送付に要する費用			1件につき	当該送付に要する郵便料金相当額

備考

- 1 文書、図画若しくは写真の写し又は電磁的記録の写しを作成する場合は、A3判までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 この表に掲げる区分以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、実費相当額とする。